

令和4年度 第1回千歳市都市計画審議会 会議概要

日 時：令和4年5月10日（火）

場 所：千歳市議会棟大会議室

出席者：（委員出席者）山林委員（会長）、長島委員（副会長）、坂野委員、仲山委員、北山委員、京野委員、青木委員、西澤委員、北原委員、三崎委員、青柳委員、野崎委員

（委員欠席者）有村委員、藤川委員、谷内委員、舘山委員

（事務局）企画部長、企画部次長、まちづくり推進課長ほか3名

【会議結果】

1 諮問事項

（1）千歳恵庭圏都市計画公園（青空公園）の変更について

上記の諮問事項について、承認された。

2 その他

令和3年度に策定した千歳市第3期都市計画マスタープラン、千歳市立地適正化計画、千歳市景観計画の製本、概要版を配布し説明。

【会議における意見及び質疑に対する回答】

（委員）

1点目として、青空公園は運動公園として各スポーツ施設が整備されている状況であり、今回の変更で、都市計画上の公園面積が縮小されることとなるが、今後、自由に利用できる広場などの整備について、予定があるのかお伺いしたい。

2点目として、今後、施設の老朽化により再整備することがあれば、運動公園の機能を生かした再整備の検討をお願いしたい。

（事務局）

現在、新たな整備計画はない。既存区域については整備が完了している。

今後、施設の老朽化などにより再整備を行う際には、いただいた意見を参考とさせていただきます。

（委員）

現在サッカー場として使用されている自由広場については、少年団等により利用されていると思うが、今後、申請や予約なしで子供たちが自由にスポーツを楽しめるような広場を整備するよう検討をお願いしたい。

（委員）

近年、野球する子供が減っているが、この要因として考えられるのは、自由に野球ができる場所がないことも理由であると思う。申請や予約なしで野球などのスポーツが楽しめるような場所が本来はあるべきであると思うので、運用を検討していくべきではないか。

(事務局)

青空公園は、運動公園という種別の公園であり、各スポーツ施設を配置することを目的としている。

街区公園、近隣公園、地区公園という種別の公園には、自由に使用できる広場を整備しており、青空公園付近には、地区公園である遺跡公園が整備されていることなどから、自由に使用される場合は、そちらを活用していただきたいと考えている。

(委員)

今回縮小する区域について、今後どのような活用をする予定か。

(事務局)

今回の都市計画変更により、公園区域の指定が外れた後は、市街化調整区域となる。土地利用について、現在のところ特に決まっているものはない。

(委員)

I期・II期区域について、土地所有者からの土地利用の相談がきていると思うが、そのような動きの中で、次の土地利用が決まるのはいつ頃の予定か。

(事務局)

今回の都市計画変更により、都市計画公園の指定が外れることとなるが、I期・II期とも市街化調整区域であることから、他の市街化調整区域と同様、原則的に市街化区域のような土地利用はできないことには変わりはない。

なお、令和3年3月の区域区分の見直し及び令和4年3月の千歳市第3期都市計画マスタープランの策定により、当該地を含む市街化区域に囲まれた市街化調整区域について、関係機関等の協議が整えば、必要に応じて市街化区域への編入が可能となっている。

当該地については、地権者から開発について相談をいただいているところではあるが、具体的な時期等については未定である。

今後、地権者の意向を踏まえ、必要に応じて、手続きを進めていくこととなる。

(委員)

施設整備に関する市民要望について、新設の要望の中身は何か。

(事務局)

臨空公園における既存施設を芝生化することによるサッカー場整備の要望である。

以上